

渋谷区公契約条例の手引

令和8年4月

目 次

	頁
1 背景・経緯	3
2 用語の定義	4
3 条例概要	6
4 適用範囲	8
5 入札参加者等への通知等	9
6 適用労働者の範囲	10
7 労働報酬下限額の定め方	11
8 算定対象の賃金等	13
9 賃金等の基準額	16
10 対象契約の賃金等の算出	18
11 労働台帳の作成	20
12 労働台帳の記入方法	21
13 労働台帳の提出	26
14 基準額と賃金等の比較	28
15 労働者等への周知	30
16 労働者等の申出	31
17 報告及び立入調査	32
18 是正措置	32
19 契約解除	33
20 損害賠償、違約金	33
21 公表	33
22 公契約条例の標準フロー	34
23 職種の定義	37
様式1 渋谷区公契約条例労働台帳（工事請負契約）	47
様式2 渋谷区公契約条例労働台帳（業務委託契約）	49
様式3 渋谷区公契約条例に関するお知らせ	50
様式4 確認書付渋谷区公契約条例に関するお知らせ（工事請負契約）	51
様式5 確認書付渋谷区公契約条例に関するお知らせ（業務委託契約）	53
様式6 申出書	55
様式7 渋谷区公契約条例労働台帳 表紙	56

関係法令

渋谷区公契約条例	57
渋谷区公契約条例施行規則	62
渋谷区公契約条例施行規則 別記様式 立入調査員証	65
労働基準法（抜粋）	66
労働基準法第三十七条第一項の時間外及び 休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令	67
労働基準法施行規則（抜粋）	68
最低賃金法（抜粋）	69
最低賃金法施行規則（抜粋）	70
職員の給与に関する条例（抜粋）	72
労働報酬下限額	73

この手引は、渋谷区公契約条例の運用基準を定めたものです。

1 背景・経緯

渋谷区では、建設業の特性である重層構造により、下請負、孫請負において、賃金が削減され、現場で直接従事している労働者に低賃金が押し付けられてしまうという懸念から、その状況を改善するため、受注者等に労働者への一定額以上の賃金支払いを義務付け、労働者の適正な労働条件を確保するための取組みとして、平成24年6月第2回区議会定例会に渋谷区公契約条例を提案、平成25年1月1日に施行しました。

本区の公契約条例は、目的や制度の着実な定着化を図ることが重要であるとの考えから、工事請負契約に限定し、一定の成果を挙げてまいりましたが、公契約条例の制定後も、労働環境の悪化が社会的な問題として継続的に指摘されており、工事請負契約以外の業務委託契約についても、解消のための対策を講じる必要がありました。

本区では業務全般にわたり外部委託が行われ、その中には区民サービスに直結した事業も多く含まれております。業務委託契約や指定管理協定を条例の適用範囲とすることは、条例の目的である、業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することで、事業の質の向上を図り、ひいては区民が安心して暮らすことができる地域社会の実現にかなうこととなります。

条例の適用範囲の見直しについては、区長から諮問を受けた労働報酬審議会で審議され、その答申を踏まえ、平成26年第4回区議会定例会に、新たに「業務委託契約」及び「指定管理協定」を適用範囲とする「渋谷区公契約条例の一部を改正する条例」を提案しました。

この一部を改正する条例は、平成26年12月9日の本会議にて可決され、同12月11日公布、平成27年3月1日に施行されました。

2 用語の定義

この手引における用語の定義は、以下のとおりです。

用語	定義
公契約	①区が発注する工事又は製造その他についての請負の契約 ②指定管理協定
受注者	区と公契約を締結した者
受注関係者	①下請その他いかなる名義によるかを問わず、区以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負った者 ②受注者又は①に規定する者へ労働者を派遣する者
受注者等	受注者又は受注関係者
労働者等	①受注者等に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者 ②自らが提供する労務の対価を得るため、受注者等との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者
賃金等	労働基準法第11条に規定する賃金及び労働者等の収入
対象工事請負契約	①予定価格1億円以上の工事請負契約 ②区長が特に必要であると認める工事請負契約
対象業務委託契約	予定価格1千万円以上の業務委託契約で、区長が別に定めるもの
対象指定管理協定	区長が必要と認める指定管理協定
対象契約	対象工事請負契約、対象業務委託契約及び対象指定管理協定
労働報酬下限額	対象契約に従事する労働者等に対し、受注者等が支払う賃金等で、区長が定める1時間あたりの下限の額

用 語	定 義
算定労働時間数	対象契約に従事した労働時間数に、時間外・休日・深夜の労働時間数に所定割合を乗じた時間数を加えた時間数
基準額	労働報酬下限額に算定労働時間数を乗じた額
労働台帳	受注者が作成・提出しなければならない台帳

※ この手引では、所定労働時間を法定労働時間と同じ8時間とし、賃金等支払の対象期間を1箇月として説明します。

3 条例概要

渋谷区公契約条例の主な内容は、以下のとおりです。

事 項	主な内容
目 的	①公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件を確保 ②事業の質の向上 ③区民が安心して暮らすことができる地域社会の実現
区の責務	目的達成のために、必要な施策を講じる。
受注者の責務	①公契約を受注した責任の自覚 ②法令等の遵守 ③労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備
適用範囲	①予定価格1億円以上の工事請負契約 ②区長が特に必要と認める工事請負契約 ③区長が別に定める予定価格1千万以上の業務委託契約 ④区長が必要であると認める指定管理協定
労働者等の賃金	受注者等は労働者等に対し、労働報酬下限額以上の賃金を支払わなければならない。
労働報酬下限額	①公共工事設計労務単価及び職員の給与に関する条例に定められた額を勘案し、区長が定める。 ②労働報酬審議会の意見を聴取して定める。 ③労働報酬下限額を定めたときは告示する。
対象契約の内容	受注者の遵守事項 ①労働台帳の作成・提出 ②労働報酬下限額等の労働者等への周知 ③受注関係者の支払賃金が労働報酬下限額を下回った場合の連帯責任
労働者等の申出	労働者等は、定められた賃金等が支払われない場合は、区長又は受注者等に申し出ることができる。

事 項	主な内容
不利益取扱いの 禁止	申出を理由とした解雇、請負契約の解除等の禁止
立入調査	<p>区長は、申出があったときその他必要なときは、次の事項を行うことができる。</p> <p>①受注者等に対して、必要な報告又は資料の提出を求める。</p> <p>②区の職員が事業場等に立ち入り、書類の閲覧等の調査を行う。</p>
是正措置	<p>①是正命令…区長は、報告又は立入調査の結果、条例違反が認められるときは、受注者に対し、是正措置を命じる。</p> <p>②是正報告…受注者は、是正命令を受けた場合は速やかに是正措置を講じ、区長に報告しなければならない。</p>
契約解除	<p>区は、受注者が次の事項に該当する場合は、契約を解除できる。</p> <p>①報告をしない場合、虚偽の報告をした場合</p> <p>②立入調査を拒否した場合、質問に虚偽の答弁をした場合</p> <p>③是正命令に従わない場合、是正報告をしない場合、虚偽の是正報告をした場合</p>
損害賠償	受注者は、契約解除によって区に損害が生じたときは、賠償しなければならない。
違約金	区長は、受注者が条例の規定に違反したときは、違約金を徴収することができる。
公 表	契約を解除したときは、その旨を公表することができる。
労働報酬審議会	<p>①区長の諮問に応じ、労働報酬下限額及び公契約に係る施策に関する重要事項について、調査・審議する。</p> <p>②委員は7人以内で、事業者、労働者及び学識経験者により構成する。任期は2年で、再任を可とする。</p>

4 適用範囲

公契約条例の適用を受ける公契約は、次のとおりです。

◆ 予定価格 1 億円以上の工事請負契約

◆ 区長が特に必要であると認める工事請負契約

◆ 予定価格 1 千万円以上の次に掲げる業務委託契約

(1) 施設等の清掃業務

(2) 保育施設運営業務

(3) 給食調理業務

◆ 指定管理協定

1. 対象指定管理協定は、次に掲げる条例に基づき設置する公の施設に係る指定管理者との協定です。

(1) 渋谷区公会堂条例

(2) 渋谷区特別養護老人ホーム条例

(3) 渋谷区高齢者在宅サービスセンター条例

2. 対象指定管理協定における公契約条例の適用を受ける公契約は、次のとおりです。

・ 指定管理者が締結する、予定価格 1 千万円以上の次に掲げる業務委託契約

① 施設等の清掃業務

② 給食調理業務

※ 予定価格は、税込み（消費税及び地方消費税相当額）の金額です。

5 入札参加者等への通知等

1. 入札参加者等への通知

公契約条例の適用となる案件については、競争入札の公告、工事発注予定表、指名通知書、見積依頼書等に公契約条例の適用案件である旨を記入し、事業者に通知します。

事業者は、公契約条例が適用される契約であることを承知した上で参加することになります。

2. 受注関係者への周知

対象契約を締結した受注者は、対象契約に係る業務の一部を受注関係者に請け負わせる場合には、公契約条例が適用される契約であり、受注関係者にも直接的に規定が適用される旨を周知する必要があります。

特に、賃金等が基準額を下回ってはならないこと、労働台帳を毎月作成し提出することなどについて、受注関係者と取り交わす確認書等に記載するなど、十分な理解を得る必要があります。

《受注関係者との確認書等に記載する文言例》

「当契約は、渋谷区公契約条例が適用されるので、適用労働者に対し、条例に規定する労働報酬下限額以上の賃金等を支払わなければならない。また、適用労働者の同意を得て労働台帳を毎月作成し、提出しなければならない。」

6 適用労働者の範囲

公契約条例が適用される労働者等（以下「適用労働者」という。）の範囲は、次のとおりです。

◆受注者又は受注関係者に雇用され、対象契約に従事する者

- ※1 労働基準法第9条に規定する労働者で、正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等、雇用形態は問いません。
- ※2 受注者に雇用される労働者だけでなく、受注関係者に雇用される労働者も含まれます。

◆労働者派遣法の規定により対象契約に係る業務に派遣される者

◆自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との請負の契約により対象契約に従事する者（いわゆる一人親方）

≪適用労働者の範囲に該当しない者≫

次の者は、適用労働者に該当しません。

1. 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人
2. 労働者ではない者（ボランティア、会社役員等）
3. 現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等）
4. 業務に直接携わらない者（事務員、材料の製造に従事する者等）
5. 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
6. 対象契約に従事した時間が、1箇月に30分未満の者

7 労働報酬下限額の定め方

労働報酬下限額は、対象契約の受注者等が労働者等に対して支払わなければならない賃金等の下限となる額で、1時間当たりを単位として決定します。

労働報酬下限額は、渋谷区労働報酬審議会からの答申を踏まえ、区長が毎年定め、告示します。

1. 対象工事請負契約

(1) 労働報酬下限額の定め方

労働報酬下限額を定めるときは、次に掲げるものを勘案して決定します。

- ① 農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため、毎年度決定する公共工事設計労務単価（以下「公共工事設計労務単価」という。）
- ② 職員の給与に関する条例第5条第1項第2号及び第11条の2第2項（以下「職員給与条例」という。）に定められた額

(2) 「公共工事設計労務単価」を勘案した労働報酬下限額

公共工事設計労務単価は、職種が51職種に分類されています。この51職種を基本とし、職種ごとに労働報酬下限額を決定します。

原則として、対象工事請負契約に従事する労働者等は、上記のいずれかの職種に該当することになります。

職種は、「23 職種の定義」（37頁）を参考に事業者の判断で指定していただきます。労働報酬下限額は職種により決定されるので、適切な判断を要し、労働者への同意が必要となります。

(3) 「職員給与条例に定められた額」を勘案した労働報酬下限額

① 見習い・手元等の労働者

公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において対象外として取り扱われる見習い・手元等は、その他の職種として取り扱い、職員給与条例に定められた額を勘案した労働報酬下限額を適用します。

ただし、技能の保有状況、肉体的条件及び作業内容に応じ51職種の「普通作業員」「軽作業員」「トンネル作業員」に該当する場を除きます。

② 年金等受給に伴い日当たり賃金を調整している労働者

年金等の受給にあたり、「時給、日給又は月給を減らして賃金を調整している労働者」や、「労働日数又は労働時間及び時給、日給又は月給の両方を減らして

賃金月額を調整している労働者」も、その他の職種として取扱います。なお、年金等を受給していても賃金を調整していない場合、労働日数又は労働時間を減らして賃金を調整している場合は、公共工事設計労務単価を勘案した労働報酬下限額が適用されます。

2. 対象業務委託契約・対象指定管理協定

労働報酬下限額の定め方

労働報酬下限額を定めるときは、職員給与条例に定められた額を勘案して決定します。

8 算定対象の賃金等

対象契約では、適用労働者の賃金等が労働報酬下限額を下回っていないかの判断をするため、基準額を算定（16頁「9 賃金等の基準額」を参照）します。この基準額と比較するための賃金等は、以下のとおり一部の手当等を除いて算定します。

1. 対象工事請負契約

(1) 「公共工事設計労務単価」を勘案した労働報酬下限額の適用労働者

公共工事設計労務単価の51職種に該当する適用労働者の算定対象の賃金等は、次のとおりです。

① 労働基準法第9条に規定する労働者

◆算定対象とする手当等

No.	区 分	手当等の例
①	基本給相当額	基本給（定額給）、出来高給
②	時間外等割増賃金	時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
③	基準内手当	家族手当（扶養手当）、通勤手当、都市手当（地域手当）、住宅手当、現場手当、技能手当、有給休暇手当、精勤手当等
④	臨時の給与	賞与（期末手当、勤勉手当）、その他臨時の賃金等
⑤	実物給与	通勤用定期券・回数券の支給、食事の支給、住宅の貸与等（就業規則で支払規定があるもの）

◆算定対象としない手当等

No.	区 分	手当等の例
①	特殊な労働に対する手当	突貫手当等
②	休業手当	休業手当（仕事がないため労働者を休業させた場合に支給される手当）
③	本来は経費にあたる手当	工具手当、車両手当、遠隔旅費手当、運転手当（送迎車運転手当）、携帯電話手当等

※1 労働報酬下限額は、公共工事設計労務単価を勘案して定めますが、公共工事設計労務単価の設定の基礎となる「公共事業労務費調査」においては、基準内手当と基準外手当の区分を定めています。このことから、基準額と比較する賃金等を

算出するには、算定する手当等を「公共事業労務費調査」と同一にする必要があります。

なお、時間外等割増賃金は、実績により変動するため「公共事業労務費調査」では対象外にしていますが、基準額を算定する場合には従事した時間数にそれぞれの割増率を乗じて反映させます。

- ※2 賃金等は、税金や社会保険料等を控除する前のものであり、手取り額ではありません。
- ※3 手当等の名称は、法令での名称、一般的に用いられている名称であって、手当の算定では、名称のみでなく支給実態等を考慮して判断します。
- ※4 複数月分がまとめて支払われた臨時の給与（賞与、臨時の手当等）は、対応する月数で除して得た額を1箇月の手当として算定します。

② 請負契約により対象工事請負契約に従事する者（一人親方）

◆算定対象とする手当等

受注者又は受注関係者との請負契約における請負代金

ただし、請負代金が、対象工事請負契約の出来高に応じて支払われる場合は、その支払われた額

- ※ 消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

◆算定対象としない手当等

調達した資材や持ち込んだ機械等に係る経費

(2) 「職員給与条例に定められた額」を勘案した労働報酬下限額の適用対象者

見習い・手元等は、その他の職種として取り扱い、職員給与条例に定められた額を勘案した労働報酬下限額を適用します。

次頁「2. 対象業務委託契約・対象指定管理協定」を参照してください。

2. 対象業務委託契約・対象指定管理協定

◆算定対象とする手当等

- (1) 時間外・休日・深夜労働の割増賃金の算定の基礎となる賃金
 (2) 時間外・休日・深夜労働の割増賃金のうち当該対象業務委託契約に従事した作業に係る部分

No.	区 分	手当等の例
①	基本給相当額	基本給
②	時間外等割増賃金	時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
③	諸手当	<p>毎月一定額を支給する住居手当や家族手当など実質的に基本給と変わらない手当</p> <p>※手当は、その実質により判断されるため、毎月一定額を支給する住居手当や家族手当などは実質的に基本給と変わらないため、算定対象になります。</p> <p>(例)・定額1万円を支給する住居手当として支給（実質的基本給）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の人数に関係なく一律1万円を支給 ・通勤の要した費用や距離に関係なく1万円を支給

◆算定対象としない手当等

労働基本法第37条5項の規定により同条第1項及び第4項の割増賃金の基礎となる賃金に参入しない賃金

No.	区 分	手当等の例
①	臨時の給与	<p>臨時に支払われた賃金</p> <p>一か月を超える期間ごとに支払われる賃金</p>
②	諸手当	<p>家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当 住宅手当</p> <p>(例)・家賃の金額に応じて支給する住宅手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の人数に応じて支給する家族手当 ・通勤に要した費用に応じ支給する通勤手当

9 賃金等の基準額

対象契約においては、算定対象の賃金等が基準額以上でなければなりません。基準額は、職種ごとに定められた労働報酬下限額に算定労働時間数を乗じた額です。

$$\text{〔基準額＝算定労働時間数} \times \text{労働報酬下限額〕} \leq \text{賃金等}$$

1. 算定労働時間数の算出

下表の①+②+③+④が算定労働時間数となります。

区 分		算定割合	内 容
①	所定労働時間数	100%	実際に従事した所定労働時間数+有給休暇分の時間数
②	時間外労働時間数	125%	所定労働日において、1日に8時間を超えて従事した労働時間数
③	休日労働時間数	135%	休日において従事した労働時間数
④	深夜労働時間数	25%	午後10時から午前5時までの間に従事した労働時間数

※ 上表の②、③、④については、労働基準法第37条第1項及び第4項に賃金の割増が定められています。各時間数に算定割合を乗じ算出します。

《算定労働時間数の計算例》

- ①所定時間内労働時間数 160時間
- ②時間外労働時間数 10時間
- ③休日労働時間数 8時間
- ④深夜労働時間数 2時間 であった場合

$$160 \times 100\% + 10 \times 125\% + 8 \times 135\% + 2 \times 25\% = \underline{183.8}$$

となり、四捨五入して184時間が算定時間となります。

- ※1 時間数に1時間未満の端数が生じたときは、国の通達に準じて、その端数が30分(0.5時間)以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てます。従って、端数を四捨五入することで時間数を算出します。
- ※2 有給休暇を取得した場合は、その時間も含みます。

《有給休暇取得例》

- 18日間は実際に従事し、2日間の有給休暇を取得した場合
- 18日×8時間+2日×8時間=160時間となります。

2. 基準額の算出

《基準額の算出事例》

労働報酬下限額が 1, 500円とすると

基準額は 1, 500円×184時間=276, 000円となります。

3. 基準額と賃金等の比較

《基準額と賃金等の比較事例＝対象工事請負契約》

基準額 276, 000円 であった場合

基本給	220, 000円
家族手当（扶養手当）	20, 000円
時間外賃金	20, 000円
現物給与（食事）	10, 000円
臨時の給与（賞与）	30, 000円（※180, 000円÷6箇月）
合計	<u>300, 000円</u>

[結果]

276, 000円（基準額） ≤ 300, 000円（賃金等）

となり、基準額を上回っているので適正となります。

※ 臨時の給与（賞与）は、すでに支払われている金額を対応する月数（上記事例では6箇月）で除します。

10 対象契約の賃金等の算出

1箇月で、対象契約に係る業務と対象契約以外の業務に従事した場合は、「対象契約分の所定労働時間数」と「対象契約以外分の所定労働時間数」の割合に応じて、賃金等を算出します。

《計算例＝工事請負契約》

以下、対象工事請負契約を「対象工事」、
対象工事請負契約以外の工事を「その他工事」として説明します。

◆ 1箇月の労働時間

区 分	総労働時間数	所定労働時間数	時間外労働時間数
対象工事	140時間	①120時間	20時間
その他工事	50時間	40時間	10時間
計	190時間	②160時間	30時間

◆ 1箇月の賃金等

項 目	毎月決まって支払われる賃金等	対象工事分の個別の賃金等	その他工事分の個別の賃金等
基本給	220,000円		
家族手当	20,000円		
都市手当	10,000円		
住宅手当	15,000円		
時間外賃金		40,000円	20,000円
現場手当		12,000円	3,000円
通勤手当		8,000円	2,000円
実物給与（食事）	10,000円		
臨時の給与（賞与） （180,000円÷ 6箇月）	30,000円		
計	③305,000円	④60,000円	25,000円
総支給額	390,000円		

◆対象工事に係る賃金等の算出方法

基本給、家族手当、都市手当、住宅手当、実物給与（食事）、臨時の給与（賞与）は毎月決まって支払われる賃金等なので、対象工事に係る割合を乗じます。

《計算式》

③所定労働時間に対する賃金等合計×対象工事に係る割合

（対象工事に係る割合＝①対象工事に係る所定労働時間数÷②所定労働時間数計）

$$305,000円 \times \frac{120時間}{160時間} = 228,750円 \dots ⑤$$

⑤に、対象工事分の個別の賃金等である、時間外賃金、現場手当、通勤手当の合計金額④を加えます。

$$228,750円 + 60,000円 = 288,750円 \dots ⑥$$

⑥が「1箇月」に支払われた対象工事に係る賃金等となります。

◆基準額と賃金等の比較

《事例》

労働報酬下限額	1,900円
対象工事に係る所定労働時間数	120時間
対象工事に係る時間外労働時間数	20時間

《算定労働時間の計算》

$$120時間 \times 100\% + 20時間 \times 125\% = 145時間$$

《基準額の計算》

$$145時間 \times 1,900円 = 275,500円 \dots ⑦$$

[結果]

$$\text{⑦} 275,500円 \text{ (基準額)} \leq \text{⑥} 288,750円 \text{ (賃金等)}$$

となり、基準額を上回っているので適正となります。

1 1 労働台帳の作成

対象契約においては、受注者に労働台帳の作成、提出が義務付けられています。受注者等が毎月作成した労働台帳を、決められた期日までに提出しなければなりません。

提出された労働台帳は、区が内容を確認し、保管します。労働者等からの申出があった場合は、労働台帳に基づき当該労働者の賃金等が、基準額を下回っていないかを確認します。

1. 労働台帳

労働台帳は、労働者等の個々の職種、労働報酬下限額、労働時間の内訳などを記載します。

※1 労働台帳は、事業所単位で作成してください。

※2 労働台帳には個人名を入力することになるので、全ての労働者等から必ず承認を得てください。承認を得る方法は自由ですが、承認を得られない場合は、氏名欄に数字・アルファベット等を入力し、個人を特定できないようにしてください。
(30頁「15 労働者等への周知」を参照)

2. 労働台帳の作成方法

渋谷区ホームページから「渋谷区公契約条例労働台帳」(エクセル)をダウンロードし、各項目を入力してください。

労働台帳は、対象契約の種類に応じ次の2様式があります。

① 様式1 渋谷区公契約条例労働台帳(工事請負契約)…(47頁)

② 様式2 渋谷区公契約条例労働台帳(業務委託契約)…(49頁)

※指定管理協定については、② 様式2の業務委託契約用を使用してください。

3. 複数年度にわたる契約

期間が複数年度にわたる場合は、契約した年度の労働報酬下限額を履行完了まで適用します。契約時にダウンロードした「渋谷区公契約条例労働台帳」(エクセル)を、業務が完了するまで使用してください。様式が同じであっても、設定されている労働報酬下限額に変更があります。

※ただし、工事請負契約条項第25条第6項(インフレスライド条項)を適用し契約金額を変更した案件については、下請企業との間で締結している請負契約の金額の見直し等を行い、技能労働者の賃金水準の引上げを適切に含んだ額での下請契約とされるよう、お願いします。

1 2 労働台帳の記入方法

労働台帳は、基本事項、労働者名、労働時間数が主な入力事項となります。

1 対象工事請負契約の記載例

(1) 基本事項（左部分）

渋谷区公契約条例労働台帳（工事請負契約）		
件名		①基本事項を入力します
履行場所		
工事期間		
受注者名		
代表者名		
所在地		
担当者名		
電話番号		
FAX番号		

① 対象工事に係る件名、履行場所等の基本事項を入力します。

(2) 基本事項（右部分）

		作成年月日
賃金等の支払われるべき日		②基本事項を入力します。
賃金等計算対象期間		
下請負業者名		③下請負業者が入力します。
下請負業者請負内容		
下請負業者代表者名		
下請負業者所在地		
下請負業者担当者名		
下請負業者電話番号		
下請負業者FAX番号		

② 賃金等の支払われるべき日等の基本事項を入力します。

③ 下請負業者の場合は、業者名等の基本事項を入力します。

(3) 労働者等に係る事項

No.	労働者氏名	職種	労働報酬 下限額 A	所定時間内の 総労働時間数 B	
1	④	⑤	⑥	⑦	
2	入力例⇒	普通作業員	1,900	160	
3					

- ④ 労働者等の個人名を入力します。
労働台帳への記入の承認を得られなかった労働者等については、氏名の代わりに数字・アルファベット等を入力します。工事が完了するまで同一の数字・アルファベット等で管理します。
- ⑤ セルをクリックするとボタンが表示され、ボタンをクリックするとリストが表示されるので、該当する職種を選択してください。
- ⑥ 選択した職種に対応した労働報酬下限額が自動表示されます。
- ⑦ 1箇月における、所定労働時間内の総労働時間数を入力します。(所定労働時間内の対象工事分と所定労働時間内のその他工事分との合計労働時間数です。)

対象工事請負契約に係る労働時間数				算定労働時間数 $G=C+D \times 1.25+E \times 1.35+F \times 0.25$	労働報酬下限額に算定労働時間数を乗じた額 (基準額) $H=A \times G$
所定時間内 C	所定時間外 D	休日 E	深夜(再掲) F		
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
120	20			145	275,500

- ⑧ 対象工事に係る所定労働時間数を入力します。
- ⑨ 対象工事に係る所定時間外労働時間数を入力します。
- ⑩ 対象工事に係る休日労働時間数を入力します。
- ⑪ 対象工事に係る深夜労働時間数を入力します。
- ⑫ 算定労働時間数が自動計算されます。
- ⑬ 労働報酬下限額に算定労働時間数を乗じた額(基準額)が自動計算されます。

※ 複数の工事に従事した場合、対象工事分とその他工事分に分けて賃金等を確認することになるので、労働台帳においては、所定労働時間の総労働時間数と対象工事に係る労働時間数を入力してください。

※ 入力例は、19頁「◆基準額と賃金等の比較」の計算例です。

2 対象業務委託契約の記載例

対象指定管理協定も、こちらの様式を使用してください。

(1) 基本事項（左部分）

渋谷区公契約条例労働台帳（業務委託契約）		
件名		①基本事項を入力します
履行場所		
履行期間		
受注者名		
代表者名		
所在地		
担当者名		
電話番号		
FAX番号		

① 対象業務委託契約に係る件名、履行場所等の基本事項を入力します。

(2) 基本事項（右部分）

		作成年月日
賃金等の支払われるべき日		②基本事項を入力します。
賃金等計算対象期間		
下請負業者名		③下請負業者が入力します。
下請負業者請負内容		
下請負業者代表者名		
下請負業者所在地		
下請負業者担当者名		
下請負業者電話番号		
下請負業者FAX番号		

② 賃金等の支払われるべき日等の基本事項を入力します。

③ 下請負業者の場合は、業者名等の基本事項を入力します。

(3) 労働者等に係る事項

No.	労働者氏名	職種	労働報酬 下限額 A	所定時間内の 総労働時間数 B	
1	④	⑤	⑥	⑦	
2	入力例⇒	清掃（正規）	938	176	
3					

- ④ 労働者等の個人名を入力します。
労働台帳への記入の承認を得られなかった労働者等については、氏名の代わりに数字・アルファベット等を入力します。業務が完了するまで同一の数字・アルファベット等で管理します。
- ⑤ セルをクリックするとボタンが表示され、ボタンをクリックするとリストが表示されるので、該当する職種を選択してください。
- ⑥ 労働報酬下限額が自動表示されます。
- ⑦ 1箇月における、所定労働時間内の総労働時間数を入力します。（所定労働時間内の対象業務委託契約分とその他の業務との合計労働時間数です。）

対象業務委託契約に係る労働時間数				算定労働時間数 $G=C+D \times 1.25+E \times 1.35+F \times 0.25$	労働報酬下限額に算定労働時間数を乗じた額 (基準額) $H=A \times G$
所定時間内 C	所定時間外 D	休日 E	深夜（再掲） F		
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
160	20			185	173,530

- ⑧ 対象業務委託契約に係る所定労働時間数を入力します。
- ⑨ 対象業務委託契約に係る所定時間外労働時間数を入力します。
- ⑩ 対象業務委託契約に係る休日労働時間数を入力します。
- ⑪ 対象業務委託契約に係る深夜労働時間数を入力します。
- ⑫ 算定労働時間数が自動計算されます。
- ⑬ 労働報酬下限額に算定労働時間数を乗じた額(基準額)が自動計算されます。

- ※ 複数の業務に従事した場合、対象業務委託契約分とその他の業務分に分けて賃金等を確認することになるので、労働台帳においては、所定労働時間の総労働時間数と対象業務委託契約分に係る労働時間数を入力してください。
- ※ 対象指定管理協定は、対象業務委託契約を対象指定管理協定に読替えてください。

1 3 労働台帳の提出

労働台帳は毎月作成しますが、提出は次のとおりです。

1. 単年度契約

作成した労働台帳は、3回に分けて提出してください。

回数	提出時期
第1回	「対象契約に係る賃金等を最初に支払った月」の翌月7営業日まで ※労働台帳が間違いなく作成できているかをチェックさせていただく意味もあり、最初に1箇月分の台帳の提出をお願いしています。
第2回	「履行期間の中間日が属する月」の翌々月7営業日まで
第3回	「対象契約に係る賃金等を最後に支払った月」の翌月7営業日まで

※「7営業日」には土・日曜日及び祝日を含みません。

※第2回目以降は、前回までに提出した労働台帳を再提出する必要はありません。

2. 複数年度契約

回数	提出時期
第1回	「対象契約に係る賃金等を最初に支払った月」の翌月7営業日まで
第2回 以降	年度につき3回を基本とし、契約締結後に提出時期を指定
最終回	「対象契約に係る賃金等を最後に支払った月」の翌月7営業日まで

※履行期間変更などの状況により、提出時期を変更する場合があります。また、労働者等からの申出等により、別途提出を求める場合があります。

※契約締結時に、区から提出予定月日を記載した文書を渡します。

◆単年度・対象工事請負契約の事例

契約月…6月	中間月…10月	工期限…2月
6月	契約月（賃金等を支払うべき労働者等なし）	
7月	賃金等を支払うべき労働者等あり	
8月	賃金等を最初に支払った月	
9月	7営業日までに初回分提出	
10月	中間日の属する月	

- 1 2月 7 営業日までに第 2 回分提出
2月 工期限
3月 賃金等を最後に支払った月
4月 7 営業日までに最終回分提出
賃金等を最後に支払った月が 4 月であった場合は
5月 7 営業日までに最終回分提出

◆単年度・対象業務委託契約の事例

契約月日… 4 月 1 日 履行期限… 3 月 3 1 日

- 4月 契約月
6月 7 営業日までに初回分提出
1 1月 7 営業日までに第 2 回分提出
5月 7 営業日までに最終回分提出

※対象業務委託契約のほとんどがこの事例に該当すると思われます。

※対象業務委託契約については、4 月分の給与を 4 月中に支払う（前倒しで 25 日に支払う等）場合も、上記の事例として構いません。

労働台帳は毎月作成します。提出月に未提出分をまとめて提出します。

※提出の際、様式 7（5 6 頁）の表紙を添付して提出してください。

1 4 基準額と賃金等の比較

賃金等が、基準額以上であるかどうかを確認するために、「公契約条例労働台帳」(エクセル)の右側に、労働報酬チェック表を設けています。

受注者等が労働者への賃金等について、公契約条例での適切な賃金であるかの確認や、労働者自身が自分の賃金等が、基準額を下回っていないかの確認に使用します。

1. 対象工事請負契約 労働報酬チェック表

(1) 毎月決まって支給される賃金等

労働報酬チェック表 (基準額と賃金等の比較)			
労働時間による按分が必要なもの			
基本給等 I	実物給与 J	臨時の給与 K	対象工事請負 契約分 L
①	②	③	④
入力例⇒ 265,000	10,000	30,000	228,750

- ① 基本給や家族手当などの毎月決まって支給される賃金等を入力します。(対象工事分の個別手当とならないもの)
- ② 食事の支給などの実物給与を入力します。
- ③ 従事期間で按分した賞与などの金額を入力します。(14頁・17頁参照)
- ④ 対象工事分の賃金等が自動計算され表示されます。

(2) 対象工事分の個別の賃金等

労働報酬チェック表 (基準額と賃金等の比較)			
対象工事請負契約分 (労働時間による按分が必要でないもの)		合 計 O	判 定
時間外・休日・深夜 割増賃金 M	個別手当 N		
⑤	⑥	⑦	⑧
40,000	20,000	288,750	合格

- ⑤ 対象工事に係る時間外・休日・深夜割増賃金を入力します。

- ⑥ 対象工事に係る現場手当等の個別手当を入力します。
 - ⑦ 対象工事に係る賃金等の合計が自動計算されます。
 - ⑧ ⑦が基準額以上ならば「合格」、未満ならば「要調査」と表示されます。
- ※ 入力例は、18頁「10 対象契約の賃金等の算出」の計算例です。

2. 業務委託契約・指定管理協定 労働報酬チェック表

(1) 毎月決まって支給される賃金等

労働報酬チェック表（基準額と賃金等の比較）			
労働時間による按分が必要なもの			
基本給 I	手当 J	臨時の給与 K	対象業務委託 契約分 L
①	②	/	③
入力例⇒ 210,000	20,000		209,090

- ① 基本給を入力します。
- ② 一律に支給される手当を入力します。（15頁参照）
- ③ 対象業務委託分の賃金等が自動計算され表示されます。

(2) 対象業務委託契約分の個別の賃金等

労働報酬チェック表（基準額と賃金等の比較）			
対象業務委託契約分 (労働時間による按分が必要でないもの)		合 計 O	判 定
時間外・休日・深夜 割増賃金 M	個別手当 N		
④	/	⑤	⑥
21,200		230,290	合格

- ④ 対象業務委託契約に係る時間外・休日・深夜割増賃金を入力します。
- ⑤ 対象業務委託契約に係る賃金等の合計が自動計算されます。
- ⑥ ⑤が基準額以上ならば「合格」、未満ならば「要調査」と表示されます。

15 労働者等への周知

受注者は、労働者等に次に掲げる事項を周知しなければなりません。事業場の見やすい場所に掲示するか、労働者等に書面で交付します。

◆労働者等に周知する事項

1. この条例が適用される労働者の範囲
 2. 労働報酬下限額
 3. 申出をする場合の申出先
 4. 申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。
- ※1 周知する場合の書式は問いませんが、事業場の見やすい場所にポスター等を掲示し周知する、又はチラシ等をすべての労働者等に配付するなどして周知を徹底してください。
- ※2 対象工事請負契約においては、「新規入場者教育」の際に、労働者等のすべてにチラシ等を交付し、同時に、周知を受けたことの確認署名や労働台帳及び職種に関することの同意署名を受領するなど、効率的な方法により周知を徹底してください。
- ※3 業務委託契約においても、業務に従事する労働者の全員にチラシ等を交付し、同時に、周知を受けたことの確認署名や労働台帳に関する署名を受領してください。
- ※4 周知確認、同意署名の例文
- ◆当契約に従事するにあたり、渋谷区公契約条例に関する説明を受けました。
また、本名及び職種などを記載した労働台帳を渋谷区に提出することに同意します。 署_____名
- ※5 上記の確認書を掲載した様式4（51頁）又は様式5（53頁）「確認書付渋谷区公契約条例に関するお知らせ」を活用してください。
- ※6 区で作成したポスター、チラシ、「確認書付渋谷区公契約条例に関するお知らせ」等を利用する場合は、渋谷区ホームページからダウンロードしてください。

16 労働者等の申出

対象契約における賃金等は、基準額以上が保証されます。

「労働者等」に該当する方は、自分自身で賃金等の内訳、労働時間を把握し、労働報酬下限額を下回っていないかを確認してください。下回っているときは、受注者等又は区に文書で申出をすることができます。

1. 労働者等の対応

労働者等は、基準額以上の賃金等が支払われているか確認するため、自分自身の労働台帳を閲覧し、基準額の確認を行います。

受注者等は、労働者等から労働台帳の閲覧希望があった場合、該当する記載部分を閲覧させます。

2. 受注者等の対応

受注者等は、労働者等から申出があった場合は、賃金等について確認し、誠実な対応をします。

受注者等は、申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはなりません。

3. 区への対応

区は、労働者等からの申出又は相談に対し、受注者から提出された労働台帳と、労働者等から示される賃金情報等をもとに確認を行います。

申出に対応する労働台帳が未提出である場合は、受注者に提出を求めます。

4. 申出の方法

申出は、様式6（55頁）を利用して、ポスター・チラシ等に記載された申出先に提出してください。

17 報告及び立入調査

労働者等から申出があった場合や、条例に定める事項の履行状況等を確認する必要がある場合、区は受注者等に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は区の職員に事業場に立ち入り、書類の閲覧その他必要な調査をさせることができます。

※ 立入調査をする職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があった場合はこれを提示します。(65頁参照)

18 是正措置

報告又は立入調査の結果、受注者等に違反があれば、区は受注者に是正措置を命じ、受注者は速やかに是正措置を講じるとともに、区が定める期日までに是正措置の内容を報告しなければなりません。

19 契約解除

区は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができます。

1. 受注者から報告がされないとき
2. 受注者からの報告が虚偽であったとき
3. 受注者等が調査を拒んだとき
4. 受注者等が調査に非協力的であったとき（妨害、忌避、質問に対して答弁せず虚偽の答弁をした）
5. 受注者が是正措置の命令に従わないとき
6. 受注者からの是正報告がされないとき
7. 受注者からの是正報告が虚偽であったとき

※ 区は、契約解除した場合、渋谷区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に基づき、指名停止の措置を行います。

20 損害賠償、違約金

受注者は、契約の解除によって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければなりません。また、区は違約金を徴収することができます。

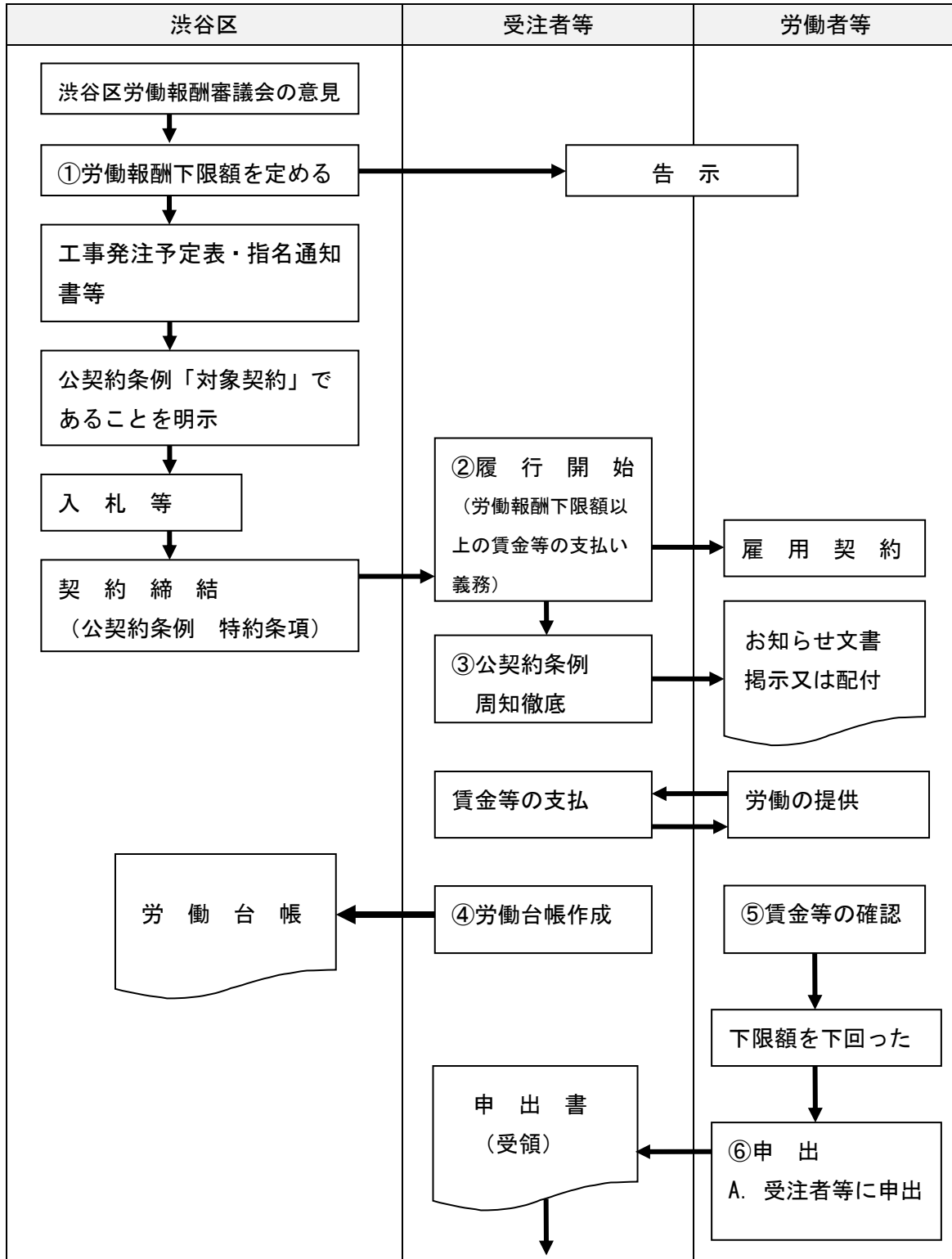
契約の解除によって受注者に損害が生じても、区は、その損害を賠償する責任を負いません。

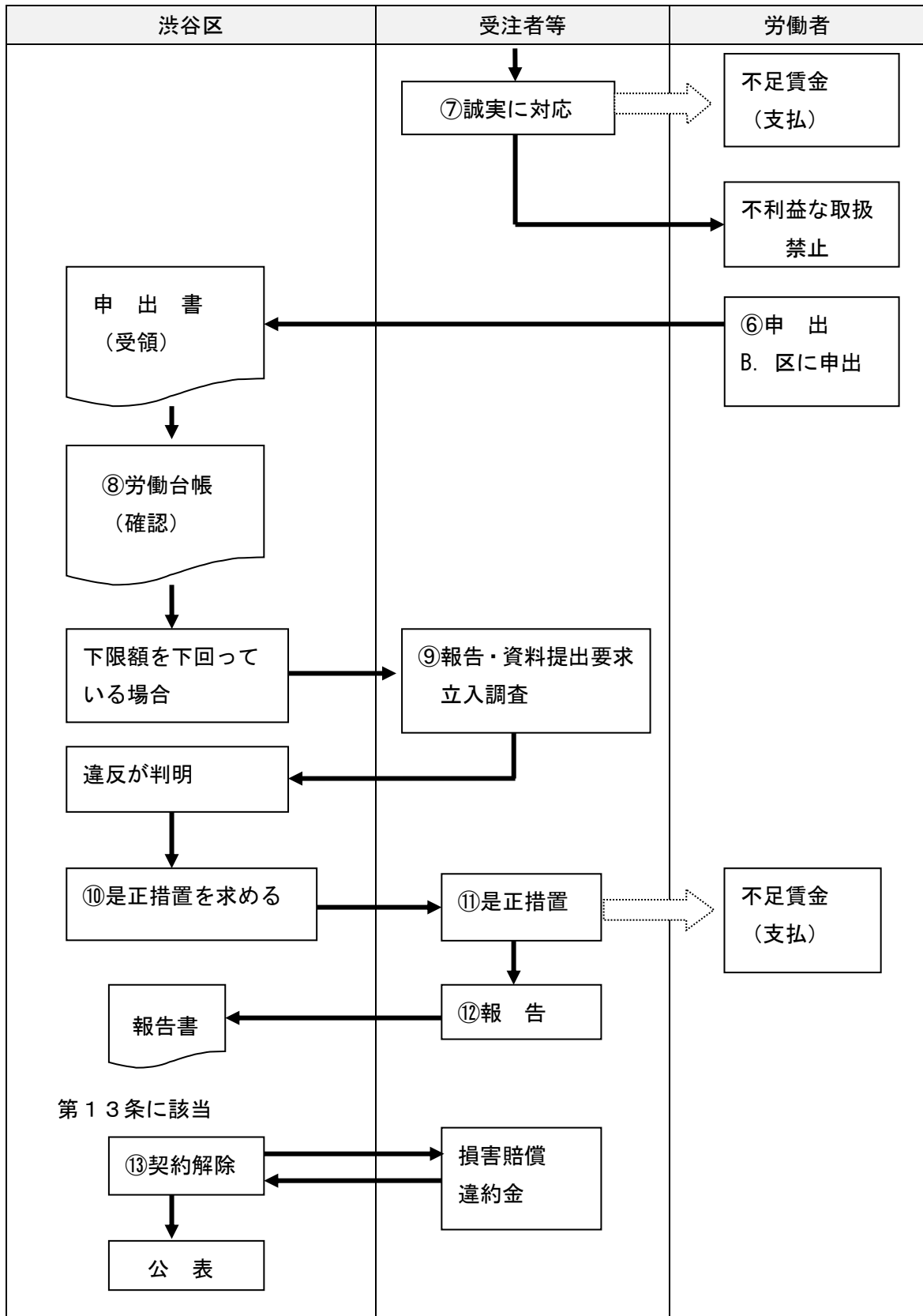
21 公表

区は、契約を解除したときは、その旨を公表することができます。

2.2 公契約条例の標準フロー

対象契約に係る標準フロー





標準フローの説明

- ① 区は労働報酬下限額を定めます。
- ② 受注者等は労働報酬下限額以上の賃金等の支払義務を課せられます。
- ③ 受注者は労働者等に公契約の内容を周知します。
- ④ 受注者は労働台帳を作成し区に提出します。
- ⑤ 労働者等は自分自身の賃金等をチェックします。
- ⑥ 労働報酬下限額を下回っている場合は受注者等 (A) 又は区 (B) に申し出ることができます。
- ⑦ 受注者等は労働者等からの申出があった場合は、誠実に対応します。
- ⑧ 区は労働者等からの申出があった場合は、労働台帳の内容を確認します。
- ⑨ 必要に応じて報告や資料の提出を求めます。又は立入調査を行います。
- ⑩ 労働報酬が下限額を下回っている場合は、受注者等に是正措置を命じます。
- ⑪ 受注者は速やかに措置を講じます。
- ⑫ 是正措置の内容を区に報告します。
- ⑬ 受注者が措置を講じない場合は、契約を解除するなどの対応をします。

2 3 職種の定義

対象工事請負契約に従事する労働者等の職種の定義は、以下のとおりです。

職種	定義・作業内容
01 特殊作業員	<p>1 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) 軽機械(道路交通法第 84 条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの)を運転または操作して行う次の作業</p> <p>① 機械質量 3t 未満のブルドーザ・トラクタ(クローラ型)・バックホウ(クローラ型)・トラクタショベル(クローラ型)・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</p> <p>② 吊上げ質量 1t 未満のクローラクレーン、吊上げ質量 5t 未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>③ 機械質量 3t 未満の振動ローラ(自走式)、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め</p> <p>④ 可搬式ミキサ、パイプレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設</p> <p>⑤ ピックブレイカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等とのりこわし</p> <p>⑥ 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草</p> <p>⑦ ポンプ、コンプレッサ、発電機等の運転または操作</p> <p>⑧ コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作</p> <p>(2) 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ</p> <p>(3) ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備(調整ビン機械室)を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬</p> <p>(4) コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>2 その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>

職種	定義・作業内容
02 普通作業員	<p>1 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 (2) 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 (3) 人力による小規模な作業(たとえば、標識、境界ぐい等の設置) (4) 人力による芝はり作業(公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く。) (5) 人力による除草 (6) ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 <p>2 その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>1 主として人力による軽易な次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 軽易な清掃または後片付け (2) 公園等における草むしり (3) 軽易な散水 (4) 現場内の軽易な小運搬 (5) 準備測量、出来高管理等の手伝い (6) 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 (7) 品質管理のための試験等の手伝い <p>2 その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>
04 造園工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 樹木の植栽または維持管理 2 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 芝等の地被類の植付け (2) 景石の据付け (3) 地ごしらえ (4) 園路または広場の築造 (5) 池または流れの築造 (6) 公園設備の設置

職種	定義・作業内容
05 法面工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 (2) 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り 作業 (3) モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06 とび工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 足場または支保工の組立、解体等(コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く。) (2) 木橋の架設等 (3) 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き(杭打機の運転を除く。) (4) 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 (5) 重量物(大型ブロック、大型覆工板等)の捲揚げ、据付け等(クレーンの運転を除く。) (6) 鉄骨材の捲揚げ(クレーンの運転を除く。)
07 石工	<p>石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 石材の加工 (2) 石積みまたは石張り (3) 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブロック工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの(48 建築ブロック工に該当するものを除く。)</p>

職種	定義・作業内容
09 電工	<p>電気工事について相当程度の技能および必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事 に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>(2) 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>※「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <p>(1) 第1種電気工事士</p> <p>(2) 第2種電気工事士</p> <p>(3) 認定電気工事従事者</p> <p>(4) 特殊電気工事資格者</p>
10 鉄筋工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>
11 鉄骨工	<p>鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方相番作業について主体的業務を行うもの(工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く。)</p>
12 塗装工	<p>塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業(塗装のための下地処理を含む。)について主体的業務を行うもの(塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび 23 橋りょう塗装工 に該当するものを除く。)</p>
13 溶接工	<p>溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接(ガス圧接を含む。)または切断について主体的業務を行うもの(工場製作に従事するものを除く。)</p>

職種	定義・作業内容
14 運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第 84 条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第 61 条第 1 項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 機械質量 3t 以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシエル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 (2) 吊上げ質量 1t 以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ質量 5t 以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 (3) ロードローラ、タイヤローラ、機械質量 3t 以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め (4) コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 (5) 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き (6) 路面清掃車（3 輪式）、除雪車等の運転または操作 (7) コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15 運転手（一般）	<p>道路交通法第 84 条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 (2) もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 (3) 機械質量 3t 未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 (4) 吊上げ質量 1t 未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 (5) アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 (6) 路面清掃車（4 輪式）の運転または操作

職種	定義・作業内容
16 潜かん工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド(圧気)内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事(圧気)についてもつばら指導的な業務を行うもの
18 さく岩工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業(坑内作業を除く。)について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	<p>坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削</p> <p>(2) 支保工の建込、維持、点検等</p> <p>(3) アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等</p> <p>(4) ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等</p> <p>(5) アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等</p> <p>(6) シールド工事(圧気を除く。)における各種作業</p>
20 トンネル作業員	<p>坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの</p> <p>(1) 各種作業についての補助的業務</p> <p>(2) 人力による資材運搬等</p> <p>(3) シールド工事(圧気を除く。)における各種作業についての補助的業務</p>
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もつばら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	<p>橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業(工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く。)について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等</p> <p>(2) コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等</p> <p>(3) コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等</p>

職種	定義・作業内容
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等(工場内を含む)について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの(工場内作業を除く。)
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの (17 潜かん世話役、21 トンネル世話役または 24 橋りょう世話役に該当するものを除く。)
26 高級船員	海面での工事における作業船(土運船、台船等の雑船を除く。)の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする。 船長、機関長、操業長等(各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く。) 以下の水面は、海面に含める。(27 普通船員、28 潜水士、29 潜水連絡員および 30 潜水送気員についても同様) (1) 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 (2) 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 (3) 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面
27 普通船員	海面での工事における作業船(土運船、台船等の雑船を含む。)の船員で、高級船員以外のもの
28 潜水士	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの 潜水器(潜水服、靴、カブト、ホース等)の損料を含む。 「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう
29 潜水連絡員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの (1) 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 (2) 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 (3) 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務

職種	定義・作業内容
30 潜水送気員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31 山林砂防工	<p>山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山事業(主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業)に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>(1) 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等</p> <p>(2) 人力による資材の積込み、運搬、片付け</p> <p>(3) 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等</p> <p>(4) その他各作業について必要とされる関連業</p>
32 軌道工	<p>軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) 軽機械(タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等)等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業</p> <p>(2) 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械(タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等)等を使用して軌道を構築する作業</p>
33 型わく工	<p>木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) 木製型わく(メタルフォームを含む。)の製作、組立て、取付け、解体等(坑内作業を除く。)</p> <p>(2) 木坑、木橋等の仕拵え等</p>
34 大工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配管工	<p>配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) 配管ならびに管の撤去</p> <p>(2) 金属・非金属製品(管等)の加工および装着</p> <p>(3) 電触防護</p>

職種	定義・作業内容
37 はつり工	<p>はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>(1) コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り(はつり仕上げを除く。)</p> <p>(2) 建築物の床または壁の穴あけ</p>
38 防水工	<p>防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの</p>
39 板金工	<p>板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの(46 ダクト工に該当するものを除く。)</p>
40 タイル工	<p>タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの</p>
41 サッシ工	<p>サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの</p>
43 内装工	<p>内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの</p>
44 ガラス工	<p>ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの</p>
45 建具工	<p>建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの</p>
46 ダクト工	<p>ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの</p> <p>(39 板金工 に該当するものを除く。)</p>

職種	定義・作業内容
47 保温工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温(保冷、防露、断熱等を含む。)材を装着する作業に従事するもの
49 設備機械工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導員 A	警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)で、交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導員 B	警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの

<参考>

公共工事設計労務単価として設定に至らなかった職種

参考職種	定義・作業内容
42 屋根ふき工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの(39 板金工に該当するものを除く。)
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの(08 ブロック工 に該当するものを除く。)

様式1 渋谷区公契約条例労働台帳（工事請負契約）

様式1 渋谷区公契約条例労働台帳(工事請負契約)

No.	労働者氏名	職種	労働報酬 下限額 A	所定時間内の 総労働時間数 B	対象工事請負契約に係る労働時間数				労働報酬下限額に算定 労働時間数を乗じた額 (基準額) H=A×G
					所定時間内 C	所定時間外 D	休日 E	深夜(再掲) F	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

作成年月日	
賃金等の支払われるべき日	
賃金等計算対象期間	
下請負業者名	
下請負業者請負内容	
下請負業者代表者名	
下請負業者所在地	
下請負業者担当者名	
下請負業者電話番号	
下請負業者FAX番号	

労働報酬チェック表(工事)

No.	労働者氏名	労働時間による按分が必要なもの				対象工事請負契約分 (労働時間による按分が必要でないもの)	合計 O	判定
		基本給等 I	実物給与 J	臨時の給与 K	対象工事請負 契約分 L			
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

件名	賃金等の支払われるべき日
履行場所	賃金等計算対象期間
工事期間	下請負業者名
受注者名	下請負業者請負内容
代表者名	下請負業者代表者名
所在地	下請負業者所在地
担当者名	下請負業者担当者名
電話番号	下請負業者電話番号
FAX番号	下請負業者FAX番号

労働報酬チェック表(基準額と賃金等の比較)

No.	労働者氏名	労働時間による按分が必要なもの				対象工事請負契約分 (労働時間による按分が必要でないもの)	合計 O	判定
		基本給等 I	実物給与 J	臨時の給与 K	対象工事請負 契約分 L			
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

様式2 渋谷区公契約条例労働台帳（業務委託契約）

様式2 渋谷区公契約条例労働台帳（業務委託契約）

No.	労働者氏名	職種	労働報酬 下限額 A	所定時間内の 総労働時間数 B	対象業務委託契約に係る労働時間数				算定労働時間数 $G=C+D \times 1.25+E \times 1.35+F \times 0.25$	労働報酬下限額に算定 労働時間数を乗じた額 (基準額) $H=A \times G$
					所定時間内 C	所定時間外 D	休日 E	深夜(再帰) F		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

作成年月日	
賃金等の支払われるべき日	
賃金等計算対象期間	
下請負業者名	
下請負業者請負内容	
下請負業者代表者名	
下請負業者所在地	
下請負業者担当者名	
下請負業者電話番号	
下請負業者FAX番号	

件名	
履行場所	
履行期	
受注者名	
代表者名	
所在地	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	

様式 3

渋谷区公契約条例に関するお知らせ

件名	
履行場所	
履行期間	年 月 日～ 年 月 日

上記の契約は、渋谷区公契約条例に定める「対象契約」に該当します。同条例では、適用労働者が基準額以上の賃金等を受け取れること等が規定されています。

◆渋谷区公契約条例の適用労働者の範囲

適用労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等雇用形態を問わず、対象契約に係る業務に従事する者（労働基準法第9条に規定する労働者） ・請負契約により対象契約に係る業務に従事する者（一人親方）
対象から除外される労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人 ・労働者ではない者（ボランティア、会社役員等） ・現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等） ・業務に直接携わらない者（事務員、材料の製造に従事するもの等） ・最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る） ・対象契約に従事した時間が、1箇月に30分未満の者

◆労働報酬下限額

適用労働者に対して支払われるべき1時間当たりの労働報酬の下限の額を「労働報酬下限額」といいます。適用労働者は、労働報酬下限額から算出する基準額以上の賃金等を受け取ることができます。

労働報酬下限額	
---------	--

◆申出をする場合の申出先

適用労働者は、基準額以上の賃金等を受け取っていない場合は、その旨を受注者、下請負者又は渋谷区に文書で申出することができます。

	申出先	申出書提出先	連絡先
受注者等			
発注者	渋谷区総務部契約課契約係	〒150-8010 渋谷区宇田川町 1-1	03-3463-1423

※ 条例では、受注者等は、適用労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないと定めています。

様式4 確認書付渋谷区公契約条例に関するお知らせ（工事請負契約） 表面

件名	
履行場所	
履行期間	年 月 日～ 年 月 日

上記の契約は、渋谷区公契約条例に定める「対象契約」に該当します。同条例では、適用労働者が基準額以上の賃金等を受け取れること等が規定されています。

◆渋谷区公契約条例の適用労働者の範囲

適用労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等雇用形態を問わず、対象契約に係る業務に従事する者（労働基準法第9条に規定する労働者） ・請負契約により対象契約に係る業務に従事する者（一人親方）
対象から除外される労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人 ・労働者ではない者（ボランティア、会社役員等） ・現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等） ・業務に直接携わらない者（事務員、材料の製造に従事するもの等） ・最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る） ・対象契約に従事した時間が、1箇月に30分未満の者

◆労働報酬下限額

適用労働者に対して支払われるべき1時間当たりの労働報酬の下限の額を「労働報酬下限額」といいます。適用労働者は、労働報酬下限額から算出する基準額以上の賃金等を受け取ることができます。

労働報酬下限額	裏面のとおり
---------	--------

◆労働台帳

労働台帳は、労働者名、職種、労働時間の内訳などが記載され、基準額が表示されます。毎月作成され、渋谷区に提出します。この労働台帳は閲覧することが出来ます。

件名 _____

確 認 書

_____ 殿

本業務に従事するに当たり、裏面の労働報酬下限額を確認し、渋谷区公契約条例に関する説明を受けました。

また、氏名、職種及び労働時間数などを記載した労働台帳を渋谷区に提出することに同意します。

年 月 日

署名 _____

様式4 確認書付渋谷区公契約条例に関するお知らせ（工事請負契約） 裏面

令和8年度労働報酬下限額

単位：円（1時間当たり）

No.	職 種	下限額	No.	職 種	下限額	No.	職 種	下限額
1	特殊作業員	3,454	18	さく岩工	4,725	35	左官	3,803
2	普通作業員	3,038	19	トンネル特殊工	4,253	36	配管工	3,387
3	軽作業員	2,104	20	トンネル作業員	3,612	37	はつり工	3,510
4	造園工	3,117	21	トンネル世話役	4,815	38	防水工	4,298
5	法面工	3,780	22	橋りょう特殊工	4,129	39	板金工	4,028
6	とび工	3,724	23	橋りょう塗装工	4,107	40	タイル工	3,533
7	石工	3,724	24	橋りょう世話役	4,725	41	サッシ工	3,747
8	ブロック工	3,645	25	土木一般世話役	3,870	42	屋根ふき工	3,940
9	電工	3,859	26	高級船員	4,467	43	内装工	3,870
10	鉄筋工	3,803	27	普通船員	3,679	44	ガラス工	3,758
11	鉄骨工	3,353	28	潜水士	5,929	45	建具工	3,391
12	塗装工	4,107	29	潜水連絡員	4,298	46	ダクト工	3,387
13	溶接工	4,287	30	潜水送気員	4,039	47	保温工	3,218
14	運転手（特殊）	3,499	31	山林砂防工	3,657	48	建築ブロック工	3,500
15	運転手（一般）	2,880	32	軌道工	6,604	49	設備機械工	3,150
16	潜かん工	4,197	33	型わく工	3,713	50	交通誘導員A	2,307
17	潜かん世話役	5,029	34	大工	3,443	51	交通誘導員B	2,104
52	上記の職種にあたらぬその他の職種として取り扱われる労働者							1,637

●上記の該当する職種と下限額を確認し、No. に○をつけてください。

◆申出をする場合の申出先

適用労働者は、基準額以上の賃金等を受け取っていない場合は、その旨を受注者、下請負者又は渋谷区に文書で申出することができます。

申出先		申出書提出先	連絡先
受注者等			
発注者	渋谷区総務部契約課契約係	〒150-8010 渋谷区宇田川町 1-1	03-3463-1423

※ 条例では、受注者等は、適用労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないと定めています。

様式 5 確認書付渋谷区公契約条例に関するお知らせ（業務委託契約） 表面

件名	
履行場所	
履行期間	年 月 日～ 年 月 日

上記の契約は、渋谷区公契約条例に定める「対象契約」に該当します。同条例では、適用労働者が基準額以上の賃金等を受け取れること等が規定されています。

◆渋谷区公契約条例の適用労働者の範囲

適用労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等雇用形態を問わず、対象契約に係る業務に従事する者（労働基準法第9条に規定する労働者） ・請負契約により対象契約に係る業務に従事する者（一人親方）
対象から除外される労働者	<ul style="list-style-type: none"> ・同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人 ・労働者ではない者（ボランティア、会社役員等） ・現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等） ・業務に直接携わらない者（事務員、材料の製造に従事するもの等） ・最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る） ・対象契約に従事した時間が、1箇月に30分未満の者

◆労働報酬下限額

適用労働者に対して支払われるべき1時間当たりの労働報酬の下限の額を「労働報酬下限額」といいます。適用労働者は、労働報酬下限額から算出する基準額以上の賃金等を受け取ることができます。

労働報酬下限額	1,601円（1時間当たり）
---------	----------------

◆労働台帳

労働台帳は、労働者名、職種、労働時間の内訳などが記載され、基準額が表示されます。毎月作成され、渋谷区に提出します。この労働台帳は閲覧することが出来ます。

----- 切り取り -----

件名 _____

確 認 書

殿

本業務に従事するに当たり、渋谷区公契約条例に関する説明を受けました。
また、氏名、職種及び労働時間数などを記載した労働台帳を渋谷区に提出することに同意します。

年 月 日

署名 _____

様式5 確認書付渋谷区公契約条例に関するお知らせ（業務委託契約） 裏面

様式5（裏面）

◆申出をする場合の申出先

適用労働者は、基準額以上の賃金等を受け取っていない場合は、その旨を受注者、下請負者又は渋谷区に文書で申出することができます。

申出先		申出書提出先	連絡先
受注者等			
発注者	渋谷区総務部契約課契約係	〒150-8010 渋谷区宇田川町 1-1	03-3463-1423

※ 条例では、受注者等は、適用労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないと定めています。

様式6

年 月 日

様

住所

氏名

申 出 書

下記渋谷区公契約条例対象契約の適用労働者ですが、基準額以上の賃金等を受け取っていないため、申出をします。

記

1. 件 名 _____

2. 履行場所 _____

様式 7

渋谷区公契約条例労働台帳

件 名

提出回 第 回

対象月 年 月～ 年 月分

渋谷区長 殿

渋谷区公契約条例労働台帳について、別添のとおり提出します。

年 月 日

受 注 者
所 在 地
氏名・名称
代 表 者

渋谷区公契約条例

平成24年6月22日

渋谷区条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、渋谷区（以下「区」という。）が締結する公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件を確保することにより、公契約に係る事業の質の向上を図り、もって区民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 区が発注する工事又は製造その他についての請負の契約及び渋谷区公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年渋谷区条例第16号）第7条の規定により締結する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

(2) 受注者 区と公契約を締結した者をいう。

(3) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請その他いかなる名義によるかを問わず、区以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負った者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき受注者又はアに規定する者に公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

(4) 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者（以下「受注者等」という。）に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。以下同じ。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者等との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者

(5) 賃金等 労働基準法第11条に規定する賃金及び労働者等の収入をいう。

(区の責務)

第3条 区は、この条例の目的を達成するために必要な施策を講じなければならない。

(受注者の責務)

第4条 受注者は、公契約を受注した責任を自覚し、法令等を遵守することはもとより、公契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

(適用範囲)

第5条 この条例が適用される公契約の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格1億円以上の工事の請負契約及び適正な賃金等の水準を確保するため、区長が特に必要と認める工事の請負契約（以下「対象工事請負契約」という。）
- (2) 予定価格1千万円以上の業務の委託に関する契約のうち、区長が別に定めるもの（以下「対象業務委託契約」という。）
- (3) 指定管理協定のうち、区長が必要であると認めるもの（以下「対象指定管理協定」という。）

(労働者等の賃金)

第6条 対象工事請負契約、対象業務委託契約及び対象指定管理協定（以下これらを「対象契約」という。）の受注者等は、当該契約に係る業務に従事する労働者等（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する者を除く。）に対し、区長が定める1時間当たりの額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の賃金等を支払わなければならない。

- 2 賃金等が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている者の労働報酬下限額は、最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を準用する。

(労働報酬下限額)

第7条 区長は、最低賃金法に定める賃金のほか、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して労働報酬下限額を定めるものとする。

- (1) 対象工事請負契約 農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため、毎年度決定する公共工事設計労務単価並びに職員の給与に関する条例（昭和26年渋谷区条例第19号）第5条第1項第2号及び第11条の2第2項に定める額
 - (2) 対象業務委託契約及び対象指定管理協定 職員の給与に関する条例第5条第1項第2号及び第11条の2第2項に定める額
- 2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、第17条の渋谷区労働報酬審議会の意見を聴かななければならない。
 - 3 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示する。

(対象契約の内容)

第8条 区長は、対象契約において、次に掲げる事項を定めるものとし、受注者は、当該事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、労働者等の氏名、職種、労働時間その他区規則で定める事項を記載した台帳を作成すること。
- (2) 受注者は、前号の台帳の写しを区長が指定する期日までに区長に提出すること。
- (3) 受注者は、次に掲げる事項について、対象契約に係る事業が行われる事業場の見やすい適切な場所に掲示し、又は書面で交付することにより、労働者等に周知すること。
 - ア この条例が適用される労働者等の範囲
 - イ 労働報酬下限額
 - ウ 次条の規定による申出をする場合の申出先
 - エ 次条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。
- (4) 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等が労働報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注関係者と連帯して当該労働者等に支払う義務を負うこと。

(労働者等の申出)

第9条 労働者等は、対象契約に係り、賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき当該賃金等が支払われていない場合又は支払われた当該賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は受注者等にその事実を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 受注者等は、労働者等から前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(立入調査)

- 第11条 区長は、労働者等から第9条の規定による申出があったときその他この条例に定める事項の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区の職員に受注者等の事業場等に立ち入り、書類の閲覧その他必要な調査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(是正措置)

第12条 区長は、前条第1項の報告又は立入調査の結果、受注者等がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者に対し、速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じるものとする。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講じ、区長が定める期日までに、区長に報告しなければならない。

(契約解除)

第13条 区は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、対象契約を解除することができる。

(1) 第11条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(2) 前条第1項の命令に従わないとき又は同条第2項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

2 区は、前項の規定により対象契約を解除した場合において、受注者に損害が生じても、その損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第14条 受注者は、前条第1項の規定による解除によって区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(違約金)

第15条 区長は、受注者がこの条例の規定に違反したときは、違約金を徴収することができる。

(公表)

第16条 区長は、第13条第1項の規定により対象契約を解除したときは、その旨を公表することができる。

(渋谷区労働報酬審議会)

第17条 区長の諮問に応じ、労働報酬下限額及び公契約に係る施策に関する重要事項について調査審議するために、渋谷区労働報酬審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員7人以内をもって組織する。
- 3 委員は、事業者、労働者及び学識経験を有する者のうちから、区長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区規則で定める。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第17条及び次項の規定は、平成24年11月1日から施行する。

(渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和29年渋谷区条例第8号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成26年渋谷区条例第46号)

この条例は、平成27年3月1日から施行する。

渋谷区公契約条例施行規則

平成24年10月24日

渋谷区規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、渋谷区公契約条例（平成24年渋谷区条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(対象業務委託契約等)

第3条 条例第5条第2号に規定する対象業務委託契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 施設等の清掃業務の委託に関する契約
- (2) 保育施設運営業務の委託に関する契約
- (3) 給食調理業務の委託に関する契約

2 条例第5条第3号に規定する対象指定管理協定は、次に掲げる条例に基づき設置する公の施設に係る指定管理者との協定であって、当該指定管理者が締結する予定価格1千万円以上の前項第1号及び第3号に規定する契約とする。

- (1) 渋谷公会堂条例（昭和39年渋谷区条例第53号）
- (2) 渋谷区特別養護老人ホーム条例（平成12年渋谷区条例第30号）
- (3) 渋谷区高齢者在宅サービスセンター条例（平成12年渋谷区条例第32号）

(台帳の作成)

第4条 条例第8条第1号に規定する区規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象契約の件名
- (2) 対象契約の履行場所及び履行期間
- (3) 受注者の氏名又は名称及び所在地
- (4) 担当者の氏名及び連絡先
- (5) 労働報酬下限額
- (6) 対象契約に係る業務に従事した時間数
- (7) 労働報酬下限額に算定労働時間数を乗じた額
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 台帳は、毎月作成しなければならない。

(算定労働時間数)

第5条 前条第1項第7号の算定労働時間数は、労働者等が対象工契約に係る業務に従事した時間数に、次に掲げる時間数を加えた時間数をいう。この場合において、合計した時間数に1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

- (1) 1日について8時間を超えて従事した時間数に100分の25を乗じて得た時間数
- (2) 休日に従事した時間数に100分の35を乗じて得た時間数
- (3) 午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(身分証明書の様式)

第6条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(別記様式)とする。

(是正措置の報告期日)

第7条 条例第12条第2項の区長が定める期日は、是正の措置を講じた日から起算して14日を経過した日とする。

(公表)

第8条 条例第16条の規定により公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象契約の名称
- (2) 対象契約の締結日
- (3) 受注者の氏名又は名称及び所在地
- (4) 対象契約の解除の理由及び解除年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(審議会の会長等)

第9条 条例第17条第1項の渋谷区労働報酬審議会(以下「審議会」という。)に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第10条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席し、かつ、事業者である委員、労働者である委員及び学識経験を有する者である委員のそれぞれ1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(審議会の運営)

第13条 第9条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第9条から第13条までの規定は、平成24年11月1日から施行する。

附 則 (平成27年渋谷区規則第4号)

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

附 則 (平成27年渋谷区規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年渋谷区規則第9号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式

(表)

		第	号
写 真	立入調査員証		
	所 属	_____	
	氏 名	_____	
		年	月
上記の者は、渋谷区公契約条例第 1 1 条第 1 項の規定により 立入調査を行う職員であることを証明する。			
有効期間	年	月	日から
	年	月	日まで
渋谷区長			印

(裏)

渋谷区公契約条例（抜粋）

(労働者等の申出)

第 9 条 労働者等は、対象契約に係り、賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき当該賃金等が支払われていない場合又は支払われた当該賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は受注者等にその事実を申し出ることができる。

(立入調査)

第 1 1 条 区長は、労働者等から第 9 条の規定による申出があったときその他この条例に定める事項の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区の職員に受注者等の事業場等に立ち入り、書類の閲覧その他必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）（抜粋）

（定義）

第九条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

第十一条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

（時間外、休日及び深夜の割増賃金）

第三十七条 使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

2 前項の政令は、労働者の福祉、時間外又は休日の労働の動向その他の事情を考慮して定めるものとする。

3 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第一項ただし書の規定により割増賃金を支払うべき労働者に対して、当該割増賃金の支払に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇（第三十九条の規定による有給休暇を除く。）を厚生労働省令で定めるところにより与えることを定めた場合において、当該労働者が当該休暇を取得したときは、当該労働者の同項ただし書に規定する時間を超えた時間の労働のうち当該取得した休暇に対応するものとして厚生労働省令で定める時間の労働については、同項ただし書の規定による割増賃金を支払うことを要しない。

4 使用者が、午後十時から午前五時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

5 第一項及び前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金は算入しない。

労働基準法第三十七条第一項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令（平成六年一月四日政令第五号）

内閣は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

労働基準法第三十七条第一項の政令で定める率は、同法第三十三条又は第三十六条第一項の規定により延長した労働時間の労働については二割五分とし、これらの規定により労働させた休日の労働については三割五分とする。

附 則

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年一月二九日政令第一六号）

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄
（施行期日）

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

労働基準法施行規則（昭和二十二年八月三十日厚生省令第二十三号）（抜粋）

第二十条 法第三十三条 又は法第三十六条第一項 の規定によつて延長した労働時間が午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合は、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に及ぶ場合においては、使用者はその時間の労働については、第十九条第一項各号の金額にその労働時間数を乗じた金額の五割以上（その時間の労働のうち、一箇月について六十時間を超える労働時間の延長に係るものについては、七割五分以上）の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

2 法第三十三条 又は法第三十六条第一項 の規定による休日の労働時間が午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合は、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に及ぶ場合においては、使用者はその時間の労働については、前条第一項各号の金額にその労働時間数を乗じた金額の六割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

第二十一条 法第三十七条第五項 の規定によつて、家族手当及び通勤手当のほか、次に掲げる賃金は、同条第一項 及び第四項 の割増賃金の基礎となる賃金には算入しない。

- 一 別居手当
- 二 子女教育手当
- 三 住宅手当
- 四 臨時に支払われた賃金
- 五 一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金

最低賃金法（昭和三十四年四月十五日法律第百三十七号）（抜粋）

（最低賃金の減額の特例）

第七条 使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用する。

- 一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 二 試の使用期間中の者
- 三 職業能力開発促進法（昭和三十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの
- 四 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

最低賃金法施行規則（昭和三十四年七月十日労働省令第十六号）（抜粋）

（法第四条の規定の適用についての換算）

第二条 賃金が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によつて定められている場合は、当該賃金が支払われる労働者については、次の各号に定めるところにより、当該賃金を時間についての金額に換算して、法第四条の規定を適用するものとする。

一 日によつて定められた賃金については、その金額を一日の所定労働時間数（日によつて所定労働時間数が異なる場合には、一週間における一日平均所定労働時間数）で除した金額

二 週によつて定められた賃金については、その金額を週における所定労働時間数（週によつて所定労働時間数が異なる場合には、四週間における一週平均所定労働時間数）で除した金額

三 月によつて定められた賃金については、その金額を月における所定労働時間数（月によつて所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一月平均所定労働時間数）で除した金額

四 時間、日、週又は月以外の一定の期間によつて定められた賃金については、前三号に準じて算定した金額

五 出来高払制その他の請負制によつて定められた賃金については、当該賃金算定期間（賃金締切日がある場合には、賃金締切期間。以下この号において同じ。）において出来高払制その他の請負制によつて計算された賃金の総額を、当該賃金算定期間において出来高払制その他の請負制によつて労働した総労働時間数で除した金額

2 前項の場合において、休日手当その他同項各号の賃金以外の賃金（時間によつて定められた賃金を除く。）は、月によつて定められた賃金とみなす。

（最低賃金の減額の特例）

第三条 法第七条第三号の厚生労働省令で定める者は、職業能力開発促進法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十四号）第九条に定める普通課程若しくは短期課程（職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練又は同条に定める専門課程の高度職業訓練を受ける者であつて、職業を転換するために当該職業訓練を受けるもの以外のものとする。

2 法第七条第四号の厚生労働省令で定める者は、軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者とする。ただし、軽易な業務に従事する者についての同条の許可は、当該労働者の従事する業務が当該最低賃金の適用を受ける他の労働者の従事する業務と比較して特に軽易な場合に限り、行うことができるものとする。

第四条 法第七条の許可を受けようとする使用者は、許可申請書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書は、法第七条第一号 の労働者については様式第一号 、同条第二号 の労働者については様式第二号 、同条第三号 の労働者については様式第三号 、前条第二項の軽易な業務に従事する者については様式第四号、同項の断続的労働に従事する者については様式第五号によるものとする。

職員の給与に関する条例（昭和二十六年十月二十五日条例第十九号）（抜粋）

（給料表、適用範囲及び職務の級）

第五条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- 一 行政職給料表（一）（別表第一）
 - 二 行政職給料表（二）（別表第二）
 - 三 医療職給料表（一）（別表第三）
 - 四 医療職給料表（二）（別表第四）
 - 五 医療職給料表（三）（別表第五）
- 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第十九条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。
- 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事委員会が定める。
- 4 任命権者は、すべての職員の職を人事委員会が定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。

（地域手当）

第十一条の二 職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額の※百分の十八の範囲内の額とする。
- 3 地域手当の支給額、支給方法、その他地域手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、区規則で定める。

※平成27年4月1日からは百分の二十です。

令和8年度労働報酬下限額

1. 渋谷区公契約条例第7条第1項第1号に規定する公契約

(1) 労働報酬下限額 単位：円（1時間当たり）

No.	職 種	下限額	No.	職 種	下限額
1	特殊作業員	3,454	27	普通船員	3,679
2	普通作業員	3,038	28	潜水土	5,929
3	軽作業員	2,104	29	潜水連絡員	4,298
4	造園工	3,117	30	潜水送気員	4,039
5	法面工	3,780	31	山林砂防工	3,657
6	とび工	3,724	32	軌道工	6,604
7	石工	3,724	33	型わく工	3,713
8	ブロック工	3,645	34	大工	3,443
9	電工	3,859	35	左官	3,803
10	鉄筋工	3,803	36	配管工	3,387
11	鉄骨工	3,353	37	はつり工	3,510
12	塗装工	4,107	38	防水工	4,298
13	溶接工	4,287	39	板金工	4,028
14	運転手（特殊）	3,499	40	タイル工	3,533
15	運転手（一般）	2,880	41	サッシ工	3,747
16	潜かん工	4,197	42	屋根ふき工	3,940
17	潜かん世話役	5,029	43	内装工	3,870
18	さく岩工	4,725	44	ガラス工	3,758
19	トンネル特殊工	4,253	45	建具工	3,391
20	トンネル作業員	3,612	46	ダクト工	3,387
21	トンネル世話役	4,815	47	保温工	3,218
22	橋りょう特殊工	4,129	48	建築ブロック工	3,500
23	橋りょう塗装工	4,107	49	設備機械工	3,150
24	橋りょう世話役	4,725	50	交通誘導員 A	2,307
25	土木一般世話役	3,870	51	交通誘導員 B	2,104
26	高級船員	4,467			

備考

上記の職種にあたらぬその他の職種として取り扱われる次の労働者については、1,637円とする。

ア 見習い、手元等の労働者

イ 年金等の受給のために賃金を調整している労働者

(2) 適用年月日 令和8年4月1日

2. 渋谷区公契約条例第7条第1項第2号に規定する公契約

(1) 労働報酬下限額 1,601円（1時間当たり）

(2) 適用年月日 令和8年4月1日

渋谷区公契約条例に関する問い合わせ
渋谷区総務部契約課
電話 03-3463-1423